

奈良工業高等専門学校人権教育推進・いじめ防止対策委員会規程

昭和53年4月1日制定

平成29年3月9日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に人権教育推進・いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、人権・いじめ問題の重要性にかんがみ、本校における人権教育を推進し、いじめ防止の対策を講ずることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、必要な事項を審議する。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 奈良工業高等専門学校運営会議規程（平成17年4月1日制定）第3条各号に掲げる者
- 二 学生相談室長及びハラスメント相談室長
- 三 第9条第3項に規定する幹事長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員長補佐)

第7条 委員会に委員長補佐を置き、第4条第一号の委員の教務主事、学生主事及び寮務主事のうち校長が指名した者をもって充てる。

2 委員長補佐は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第9条 委員会から付託された事項について、調査検討及び実施等を行うため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 第7条第1項の委員長補佐
- 二 教務主事補、学生主事補及び寮務主事補のうち、校長が任命した者各1名
- 三 情報メディア教育センター副センター長のうち、校長が任命した者1名
- 四 学生相談室長
- 五 ハラスメント相談室長
- 六 学生課長

3 幹事会に幹事長を置く。

4 幹事長は、第2項第二号の委員の互選により決定する。

5 幹事会が必要と認めたときは、幹事以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(いじめ対策会議)

第10条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に掲げるいじめの重大事態が発生した場合、事実関係の調査等を行うため、委員会にいじめ対策会議を置く。

2 いじめ対策会議に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第11条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。